

## Ⅸ 土 壤 汚 染

### 1. 概 況

土壤汚染は、揮発性有機化合物や重金属等の不適切な取扱いによる漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされます。

土壤は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。人の健康への影響としては、汚染された土壤に直接接触したり、口にしたりする直接摂取のリスクと、汚染土壤から溶出した地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。

それらの土壤汚染に対応するため、土壤汚染に係る環境基準が平成3年8月に定められ、また、近年の工場跡地等の再開発やISO14001の取得に向けた工場の自主調査等に伴い、土壤汚染の判明件数が増加し、その対策として汚染防止・汚染除去等の社会的要請が強まってきました。そこで、汚染状況の把握、健康被害防止等の措置を定め、土壤汚染対策の実施を図り、住民の健康を保護することなどを目的として、神奈川県では平成10年4月1日から神奈川県生活環境の保全等に関する条例が、国では平成15年2月15日から土壤汚染対策法が施行されました。

小田原市は、施行時特例市として土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例の土壤汚染対策部分の権限を移譲されています。市では定期的に有害物質使用事業所へ立入調査を実施し、土壤汚染の未然防止に努めています。

### 2. 市内の汚染状況

土壤汚染対策法に基づく調査の結果、法に定める指定基準（表Ⅸ-2）に適合せず、土壤汚染があると認められた土地については、市長が汚染された土地「要措置区域」あるいは「形質変更時要届出区域」として指定し、公示します。

表Ⅸ-1 市内の汚染状況（土壤汚染対策法）

（令和4年度末現在）

土地の指定		件数	備考
要措置区域	土壤汚染の人への摂取経路あり 健康被害が生じるおそれがある 汚染の除去等の措置が必要	1	中村原184番3ほか 令和4年3月29日指定
形質変更時 要届出区域	土壤汚染の人への摂取経路なし 健康被害が生じるおそれはない 汚染の除去等の措置は不要	1	扇町四丁目18番1の一部 平成21年12月22日指定

表Ⅹ－２ 土壤汚染対策法による指定基準

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例も同基準。ただし、県条例に含有量基準はない。)

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壤溶出量基準 (mg/ℓ)	土壤含有量基準 (mg/kg)
第1種 特定有害物質  (揮発性 有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
	第2種 特定有害物質  (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下
シアン化合物		不検出	
遊離シアン			50 以下
水銀及びその化合物		水銀 0.0005 以下 アルキル水銀 不検出	15 以下
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000以下	
第3種 特定有害物質  (農薬・PCB)	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	—
	チウラム	0.006 以下	—
	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	有機りん化合物	不検出	—